

文部科学省における消費者市民社会の形成と エシカル消費の推進に関する取組について

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

学校教育の取組

学校教育では、学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者教育に関する内容を指導。

学習指導要領とは

- ・ 学校が編成する教育課程の基準
- ・ 全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき規定
- ・ 各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定
- ・ これまで、おおむね10年ごとに改訂
- ・ 学習指導要領の「解説書」: 学習指導要領の記述の意味や解釈を詳細に説明したもので、教員向けに文部科学省が作成

小学校学習指導要領（H29.3.31公示）における消費者教育に関する主な内容

（社会科）

- ・ 販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていること
- ・ 社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること

（家庭科）

- ・ 買物の仕組み、売買契約の基礎
- ・ 物や金銭の使い方と買物、消費者の役割
- ・ 物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること
- ・ 身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること
- ・ 自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること

中学校学習指導要領（H29.3.31公示）における消費者教育に関する主な内容

（社会科〔公民的分野〕）

- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの役割
- ・ 契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること
- ・ 金融などの仕組みや働きを理解すること
- ・ 個人や企業の経済活動における役割と責任
- ・ 公害の防止など環境の保全、消費者の保護について、それらの意義を理解すること
- ・ 消費者の自立の支援なども含めた消費者行政

（技術・家庭科〔家庭分野〕）

- ・ 購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性、クレジットなどの三者間契約
- ・ 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応
- ・ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること
- ・ 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること
- ・ 自立した消費者として責任ある消費行動を考え、工夫すること
- ・ 環境に配慮した消費生活を考え、実践できること

高等学校学習指導要領（H30.3.30公示）における消費者教育に関する主な内容

（公民科〔公共〕）

- ・ 多様な契約及び消費者の権利と責任、私法に関する基本的な考え方
- ・ 財政及び租税の役割、市場経済の機能と限界、金融の働き
- ・ 活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であること
- ・ 金融を通じた経済活動の活性化

※公民科のうち、「公共」は必修科目
家庭科は「家庭基礎」及び「家庭総合」の
うちから1科目

（公民科〔政治・経済〕）

- ・ 経済活動と市場、経済主体と経済循環
- ・ 財政の働きと仕組み及び租税などの意義、金融の働きと仕組み
- ・ 市場経済の機能と限界、公害防止と環境保全、消費者に関する問題

（家庭科〔家庭基礎〕）

- ・ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- ・ 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解すること
- ・ 多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること
- ・ 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解すること、環境負荷の少ない衣食住の生活の工夫に重点を置くこと

（家庭科〔家庭総合〕）

- ・ 生涯を見通した生活における経済の管理や計画
- ・ キャッシュレス社会が家計に与える利便性と問題点
- ・ 消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や責任ある消費の重要性について理解を深めること
- ・ 消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解すること
- ・ 契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めること
- ・ 多様な契約やその義務と権利、消費者信用及びそれらをめぐる問題
- ・ 自立した消費者として、生活情報を活用し、適切な意思決定に基づいて行動できるよう考察し、責任ある消費について工夫すること
- ・ 生活と環境との関わりや持続可能な消費について理解するとともに、持続可能な社会へ参画することの意義について理解を深めること、生活と環境との関わりを具体的に理解させること



消費者教育の指導者用啓発資料 「これならできる! 消費者教育 自立した消費者を育成するための 主体的な学び ヒント&事例集」 (令和5年3月改訂)

成年年齢引下げ×消費者教育

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。

これにより18歳から自分で契約できる能力があるとされ、高額な商品購入やローンを組むことができるようになります。

その一方で、これまで20歳まで認められていた未成年者契約の取消権が17歳までとなり、有効な契約を簡単に取り消すことができなくなります。

「契約」によって社会に主体的に参加できるようになると同時に、消費者トラブルに巻きこまれる危険性も高まっているのです。

そこで重視されているのが、「**自立した消費者**」を育成する**消費者教育**です。

「**自立した消費者**」とは、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」で次のように示されています。

自立した消費者

- ✓ 被害に遭わない消費者であること
- ✓ 合理的意思決定ができる消費者であること
- ✓ 社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与すること



SDGs×消費者教育

学校教育でもよく取り上げられている「SDGs」。

国連（国際連合）では、気候危機や飢餓や貧困といった差し迫った課題に対し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性のある社会の実現のため2030年を年限とする17の国際目標（持続可能な開発目標（SDGs））を掲げています。

この中の12番目の目標に、「つくる責任、つかう責任」（持続可能な消費と生産のパターンを確保する）があります。目標達成のためには、生産者のみならず、消費者の責任ある行動が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



また、前ページの「自立した消費者」の「社会の一員として、より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与すること」は、SDGs達成に向けた責任ある消費者の姿そのものです。12番目の目標「つくる責任、つかう責任」を入口にして、消費者が人や社会、環境に配慮した消費行動である「**エシカル消費**」を行うことで、その他の目標がつながり、世界を変える一歩となるのです。

消費者の視点を様々な教育の場で

私たちは、毎日何かを消費・使用・廃棄しながら生活している「消費者」です。私たち誰もが消費者だという視点を指導者が意識することで、様々な場面で消費者教育を実践することができます。「消費者」であることから実践を出発したり、実践の末ために「消費者」の立場で振り返ってみたりすること等によって、誰にとっても身近でかつ主体的な学びになるのです。この冊子では、学校教育をはじめとする指導者を対象に、これからの社会を生き抜くために必要な力を育む消費者教育のヒントをお伝えします。

「消費者教育」って何をすればいいの？



【この冊子の登場人物紹介】



普段の実践に「消費者の視点」をもつこと、それが消費者教育





普段の授業に「消費者の視点」をどうやって取り入れるの？

事例紹介①

たつの市立新宮小学校

「消費者の視点」を取り入れて 実生活の体験とつなげる

新宮小学校では、持続可能な社会の形成を目指し、SDGsと関わる環境教育や人権教育などを軸に探究的な学習に力を入れています。教科学習においても、子供達が身近な社会における問題に気づき、適切に解決できる力を育てるために、実社会と結びつけた問題を取り入れています。

1 時間目の問題

おじいちゃんの花ついで、買い物に行きました。石けんを1つ買うことになっています。ほしい商品をみると、

①1こ 100円
②4こ 200円
です。おじいちゃんからは500円もらっています。みんなならどちらを買うかな。

2 時間目の問題

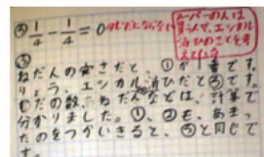
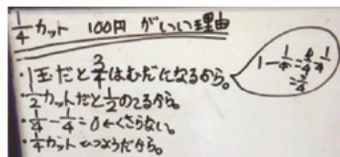
スーパーに行きました。おなけを減らすために1/4カットの野菜を買いました。

①1玉300円 1/2カット 170円
②1/2カット 170円
③1/4カット 100円
おなけに必要な量は多くても1/4カットです。みんなならどれを買うかな。



実践内容

授業で分数計算を学習する際に、スーパーマーケットで買い物する場面を想定した問題文を提示した。児童達に、消費者の視点で問題を考えるよう促すことで、計算学習にとどまらない、実生活に生かされる授業実践につながっている。



「消費者の視点」を取り入れることで、分数の学習が、より実生活に結び付いたものになるね！

消費者の視点から捉え直す、つなげる

【授業のポイント】

エシカル消費の考え方が、商品選択の条件に入るよう、問題を提示する。

【授業づくりのコツ】

1 時間目の問題だと、石けんは買い置きしても大丈夫だと判断する子が多い。そこで、2 時間目は、買い置きづらい野菜を取り上げて、判断させるようにする。

【学び】

実生活と結び付けて考えることができる。

エシカル消費の視点を加えることで、無駄につながらないかなど、SDGs にも関連付けて考えることができる。

自分の意見だけでなく、保護者にも聞いてみることで、いっそう学びが広がる。



具体的に、SDGs の視点を授業にどう取り入れようか？

事例紹介②

京都学園中学高等学校

(令和3年4月より「京都先端科学大学附属中学校高等学校」)

授業が変われば社会が変わる ～SDGsを取り入れた授業を8教科で実践～

京都学園中学高等学校では、国際理解教育の推進にあたり、日本を含め世界に目を向け、グローバルな課題の解決方法を探るためにSDGsを一つの視点としています。

学校の様々な学びをSDGsの観点から社会と結びつけ、「自分事」として捉えるための学校教育を進めています。



美術の授業の様子

実践内容

普段使用している消しゴムにはポリ塩化ビニル(PVC)という燃やすとダイオキシンが発生する成分が含まれる。アート作品を制作する授業において、消しゴムの成分について触れた上で、PVCフリーの消しゴム判(消しゴムハンコ)を使って、日本の魚をテーマに魚の判を作成。海洋プラスチックの問題も提示し、世界につながる美しい海と魚を守る大切さを理解させる。

実践内容

プログラミングを学習する授業において、IoTブロック(ソニー-MESH)を活用し、自分達の生活をより良くするために必要な「モノづくり」を体験。課題解決能力やコミュニケーション能力の向上を図る。

便利なものでも害を及ぼすことなど、「つくる責任・つかう責任」についても同時に学んでいるんだ



SDGsを切り口にすれば、自分事として捉えるきっかけになりますね

消費者の視点から捉え直す、つなげる

・SDGsの視点を取り入れることで、いろいろな教科で学びを深めることができる。

・SDGsを切り口にすることで、教科ごとにはばらばらだった学びを関連付け、学校全体の取組につなげることができた。生徒は授業での学びをきっかけに授業外でも消費者としてプラスチックごみ削減の呼びかけなど、自分達で考え行動できるようになった。





背景

課題

平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（令和5年3月28日閣議決定）。この中で、行政、民間、消費者、事業者等の幅広い主体が連携を図り、効果的・実践的に消費者教育を推進することが求められている。また、基本的視点として消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進や消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応などが示されている。



事業内容

① 成年年齢引き下げ等を踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築（委託事業）

・事業期間：令和5年度～、件数・単価：3機関×約1,745千円【拡充】
各地域において参考となる効果的・実践的な消費者教育のモデルを構築。

③ 教育アドバイザーの派遣

事業期間：平成25年度～、件数・単価：45回×約53千円

消費者教育アドバイザー等の派遣を通じ、持続可能な地域の実現に向けた知見・ノウハウを提供する。

② 消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施（委託事業）

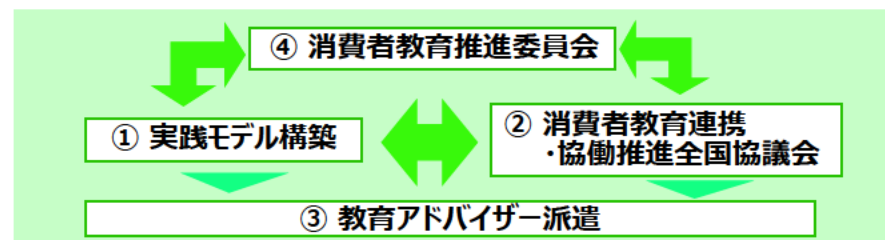
事業期間：平成30年度～、件数・単価：1団体×3地域×約1,786千円【拡充】

消費者教育に係る課題や実践手法等を関係機関・団体と共有・協議。

④ 消費者教育推進委員会の開催

事業期間：平成25年度～、件数・単価：1会議×3回×約656千円

消費者教育や環境教育の有識者により、今後の施策の推進方策について検討する会議の開催。



持続可能な地域社会の実現に向けた教育現場における
消費者教育・環境教育の取組の推進

アウトプット(活動目標)

- 全国の多様な好事例を把握し、教育委員会を通じて学校や地域に展開する。
- より多くの自治体からの教育委員会担当者が、研修に参加し消費者教育、環境教育への理解を深める。
- 消費者教育アドバイザーの活用を推進する。

アウトカム(成果目標)

- 本事業や本事業の成果を活用した取組に参加した子供たちの消費や環境に対する意識が変わり、行動が変容する。

インパクト(国民・社会への影響)

子供たちの意識・行動の変容を通じて、社会全体の意識が高まり、持続可能な地域社会の実現に寄与する。



■趣 旨

文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

平成24年施行の「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、同法により閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が示されています。

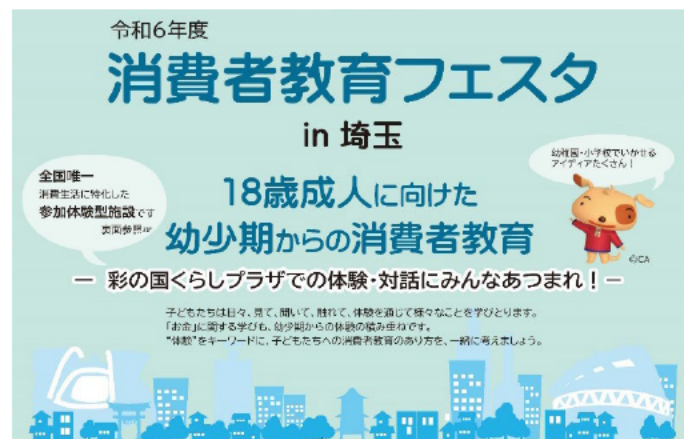
そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

令和6年度も消費者教育フェスタを2回開催いたします。オンラインでの参加も可能ですので、ぜひご参加ください！

●消費者教育フェスタin埼玉

：令和6年12月10日（火）@埼玉県川口市・彩の国くらしプラザ

【申し込みを開始しています！】<https://www.consumer-education.jp/2024festa/>



●消費者教育フェスタin熊本

：令和7年1月31日（金）@熊本県熊本市・市民会館シアーズホーム

■対 象：教員、教育委員会、消費者行政部局、事業者、消費者団体等
どなたでもご参加いただけます。

○好事例の共有



○関係機関との連携促進



(お問い合わせ)
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者教育推進係
TEL：03-5253-4111（内線2260）



文部科学省

令和6年度

消費者教育フェスタinくまもと

～わたしたちができることからひとつずつ～
地域で実践 わたしたちのエシカル消費

日 時: 令和7年(2025年)1月31日(金)

会 場: 市民会館シアーズホーム夢ホール大会議室

消費者教育フェスタinくまもと

関係団体からの発表内容の一例

※内容に変更の可能性あり。

熊本県立熊本農業高等学校

<報告内容>

「養豚業におけるゼロエミッションへの挑戦」

企業と畜産農家をマッチング、廃棄物・排泄物の利用により、養豚業から一切廃棄物を出さない、「熊農ゼロエミッションシステム」を創りだす生徒たちの取組を報告する。

<連携>

高校、畜産農家、食肉メーカー、石鹸メーカー、子ども食堂等

生活協同組合くまもと

<報告内容>

生協独自に行っていたフードドライブ(家庭で余った食品を持ち寄り、地域の子ども食堂等に提供する取組み)について、県にノウハウを提供することで全県下に広がっていった過程、通信制クランク高校の高校生たちとの連携を報告する。

<連携>

生協、県、高校、企業

熊本市立北部中学校

<報告内容>

「人とつながる 社会とつながる 未来とつながる ESD Well-being」

生徒たちが様々な活動を行っている(保育園に絵本寄贈、飲食店の食品ロス削減など)。

こうした生徒たちの取組を紹介することで、地域での協同の輪を広げていきたい。

<連携>

中学校、地域、保育園、企業等